

計 画 書

神戸国際港都建設計画防災街区整備方針の変更（神戸市決定）

防災街区整備方針を次のように変更する。

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、神戸都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用をはかるため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域では、阪神・淡路大震災の復興の取り組みとして、土地区画整理事業や市街地再開発事業を進めてきた。阪神・淡路大震災では、密集市街地において特に集中して被害が発生したことから、「まちの防災面の向上」がより重視されるようになった。今後も震災の経験をふまえ、市民の暮らしをまもるため、一歩ずつ着実にまちの防災面の向上をはかる。

老朽木造住宅の密集市街地においては、これまで育んできた多様な資源や魅力がある一方、火災時に燃え広がりやすいことや、狭い道路が多く避難や消火が困難なこと、建替えが困難なため空き家や空き地が増えてまちの活力低下が懸念されることなど、様々な課題を抱えている。

密集市街地を安全・安心なまちとして再生していくため、「燃え広がりにくいまち」をめざし、老朽木造住宅の除却の促進、共同建替や建物のルールづくりなどによる不燃化の促進、一定規模以上の空き地・道路の整備などを進める。

また、道路が狭く避難や消火が困難な密集市街地では、「建物が倒壊せず、避難が可能なまち」をめざし、建物の耐震化の促進や狭い道路の拡幅整備などを進める。

さらに、密集市街地の整備改善を着実に進めていくため、防災面の向上とあわせて、地域の価値を高めることにより、地域の協力や民間の参入を促し、建替えを促進する。そのため、市民・事業者・行政の協働と参画の取り組みにより、地域の特色やコミュニティを活かし、暮らしやすさや地域の魅力の向上をはかり、子どもや高齢者など誰もが「住みたい・住み続けたい街」として再生する。

3 防災再開発促進地区の整備

密集市街地において、老朽住宅などの建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上などをはかるため、事業を実施または概ね5年以内に事業の実施を予定している地域を「防災再開発促進地区」とし、一体的かつ総合的に住宅市街地の再生・整備をはかる。

なお、防災再開発促進地区の「整備又は開発に関する計画の概要」を別表1に示す。

4 防災公共施設の整備

防災再開発促進地区内の都市計画道路及び都市計画公園を「防災公共施設」とし、特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において、延焼防止及び避難上確保されるべき機能）を確保す

るため、整備する。

なお、「防災公共施設の整備に関する計画の概要」を別表2に示す。

5 「防災再開発促進地区」一覧

重点地区		面積	
1	灘北西部地区	約	141 ha
2	神戸駅周辺地区	約	14 ha
3	兵庫北部地区	約	194 ha
4	浜山地区	約	25 ha
5	真野地区	約	39 ha
6	長田東部地区	約	18 ha
7	長田南部地区	約	70 ha
8	須磨駅前地区	約	11 ha
9	塩屋地区	約	20 ha
10	東垂水地区	約	77 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、「防災街区整備方針」を定めている。

前回の見直しから5年余りが経過したが、老朽木造住宅の密集市街地では、いまだに火災時に燃え広がりやすいことや、避難や消火が困難なこと等、様々な課題を抱えている。

この状況に適切に対応するとともに、平成23年3月に策定した「神戸市都市計画マスタープラン」及び「密集市街地再生方針」に基づいたまちの将来像の実現を目指すため、本案のとおり「防災街区整備方針」を変更するものである。

(参考) 防災街区整備方針の変更の概要

(1) 防災再開発促進地区

	変更前	変更後	増減	備考
地区数	10地区	10地区	—	[追加する地区] 須磨駅前, 塩屋
面積	約 619 ha	約 609 ha	約 △10 ha	[削除する地区(理由:事業完了)] 吾妻, 尻池北部